

舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第九版）

令和 2 年 6 月 30 日初版

令和 5 年 3 月 8 日改訂

一般社団法人緊急事態舞台芸術ネットワーク

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症対策本部は、令和 5 年 2 月 10 日に「マスク着用の考え方の見直し等について」及び基本的対処方針の変更を決定し、下記の方針を示しました。

- ・着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。
- ・マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- ・このマスク着用の考え方の見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し 3 月 13 日から、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは 4 月 1 日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方に沿った対応をお願いする。

これを踏まえ本ガイドラインにおいては、これまでのマスク着用の考え方を一部見直し、2023 年 3 月 13 日以降、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながらも、劇場でのマスク着用について個人の判断に委ねることを基本とします。

ただし、舞台芸術公演はその公演のジャンル・規模などにより現場の形態が大きく異なることを考慮のうえ、個別の事情、地方自治体、施設等との協議を経て主催者の判断で着用の推奨を継続することもできる事とします。

いずれの場合においても、大切なことは事前に来場者へ十分な告知を行うことであり、その対応について明確な基準のもと準備を行なってください。劇場でのマスク着用においては、如何なる個人の判断も尊重される環境づくりに努めることをお願いいたします。

なおこの方針は 5 月頃を予定している「感染症法上の位置づけの変更（分類見直し）」までとし、今後オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに対応を見直すこととします。

1. はじめに
 - <本ガイドラインの表記について>
2. 感染防止のための基本的な考え方
 - (1) ワクチン接種について
 - (2) 公演実施にあたって
 - (3) 注意しなければいけない場所・場面について
 - (4) 正しいマスクの着用について
3. 主催者及び施設管理者、またはそれに関係する団体並びに個人が講ずる具体的な対策
 - (1) 各所における対応策
 - ① 共通
 - ② 客席
 - ③ 会場入口
 - ④ チケット窓口
 - ⑤ ロビー、休憩スペース
 - ⑥ トイレ
 - ⑦ 飲食施設、グッズ売り場等
 - ⑧ 楽屋、控室、喫煙所等
 - ⑨ 清掃・ゴミの廃棄
 - ⑩ 車内、宿泊施設など
 - (2) 公演関係者に関する感染防止策
 - <健康管理>
 - <有症状者が発生した場合>
 - <公演前の対策>
 - <公演当日の対策>
 - <公演後の対策>
 - (3) 来場者に関する感染防止策
 - <公演前の対策>
 - <公演当日の対策>
 - ① 周知・広報
 - ② 来場者の入場時の対応
 - ③ 公演会場内の感染防止策
 - ④ 来場者の退場時の対応
 - <公演後の対策>

<本ガイドラインの表記について>

本ガイドラインの本文中に使用する用語を以下のように表記する。

- ① 来場者：公演を鑑賞するために会場に来場する者をいう。
- ② 上演関係者：キャスト及び、舞台上や楽屋に出入りのある上演に携わるスタッフをいう。
- ③ 運営スタッフ：舞台上や楽屋に出入りがない、公演開催や運営に携わるスタッフをいう。
- ④ 公演関係者：上演関係者と運営スタッフに該当する者の総称。
- ⑤ 陽性者：新型コロナウイルスのPCR検査で陽性の結果が出た者をいう。
- ⑥ 濃厚接触者：陽性者と感染の可能性のある期間に接触し、保健所がそう認定した者をいう。
- ⑦ 感染リスク者：保健所が濃厚接触者の認定をしない（連絡がない）場合などで、濃厚接触者の候補、検査対象者に該当する者をいう。
※「感染リスク者」は、緊急事態舞台芸術ネットワークで独自に定義している表記です。
- ⑧ 有症状者：発熱又は風邪等の症状を呈する者をいう。

2. 感染防止のための基本的な考え方

(1) ワクチン接種について

当ガイドラインには、舞台芸術公演における、主として稽古場、本番における、感染防止対策の詳細が書かれております。これらは、来場されるお客様と共に、公演に関わるすべてのアーティストやスタッフが、安心・安全に上演できるためのガイドラインです。

その前提として、現在（2023年3月時点）、舞台公演において、当ネットワークが、最も有効な感染防止対策として考えているのは、現場ごとの状況に適したPCR検査や抗原検査と、ワクチン接種です。これは、今後の活動を可能な限り、平常に近い形で継続するために、現在考えられる最善策だと思います。特に、可能な限りの公演関係者のワクチン接種を推奨いたしたく思います。

私たちが携わる舞台芸術は、舞台上でマスクを外して発声するなど重要な感染対策がとれない場合があるため、一般的な職業や日常生活よりも一段と強い対策の考えが必要です。現在問題になっている変異株（オミクロン株）は、従来株に比べ感染力が強く、若年中壮年齢層にまで感染が広がり重症者が発生するなどしており喫緊の対策が必要です。そうしたなか、ワクチンを三回以上接種した人の感染者発生率、重症者数は接種していない人に比べて明らかに低下していることが厚生労働省の調べで分かっており（下記参照2頁）、舞台稽古場等でクラスターが発生した事例においても同様の報告がされています。専門家からも「公演関係者のワクチン接種率9割以上を目指すこと。ワクチン接種が現在取れる有効な手段である」と強く推奨されています。

※参照：「ワクチン接種歴別の新規感染者数（厚労省）」（令和4年8月12日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000977539.pdf>

ただし、ワクチン接種は個人の自由意思による選択であること、また事情により接種できない方もいること等へのご配慮をお願いします。同様に、副反応や不安感などを理由に、接種を希望する個人の意思に反して接種を受けることを妨げるようなこともお控え下さるようお願いいたします。

(2) 公演実施にあたって

劇場・ホール等において、公演主催者及び施設管理者、またはそれに関係する団体並びに個人は、会場の規模や様態を十分に踏まえ、会場及びその周辺地域にて、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要となる負担を考慮に入れながらも最大限の対策を講じる必要があります。

劇場・ホール等における以下のa～cの特徴を踏まえて、本ガイドラインに基づく具体的な対策を講じていくよう提唱します。

- a. 各種法令等により高機能の空調設備の整備が義務付けられており、換気性能（20 m³/時・人以上）を有している。もしくは管轄行政の興行場法に則った性能を維持している。
- b. 公演中は、来場者は一方向を向き対面による大声での会話等が原則想定されない。
- c. 原則として座席が設置されており定員数も明らかなため時差式の入退場等も可能。

全国的又は広域的な人の移動が見込まれ、公演会場への入退場や区域内の行動管理ができないものは、開催を慎重に検討するとともに、来場者が5,000人超かつ収容率50%超の大規模なイベントについては、収容率の制限等を含め、施設が所在する都道府県と事前に相談し、感染防止安全計画策定等に係る事務手続きをおこなってください。5,000人以下または収容率50%以下のイベントでは、安全計画の策定は不要ですが、引き続き各自治体から公開されている感染防止策チェックリストを作成しHP等で公表（イベント終了日から1年間保管）してください。

収容人数は国の示す目安（事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」）を上回ることはないように調整し、地域の感染状況に変化がある場合、柔軟な判断を行うことが可能な体制としてください。また保健所等の公的機関による聞き取りなどが求められる場合にはこれに協力し、可能な限り、必要な情報提供を速やかに行えるよう努めてください。

(3) 注意しなければいけない場所・場面について

1.密閉空間（換気の悪い場所）、2.密集場所（多数が集まる場所）、3.密接場面（間近で会話や発声が行われる）という3つの条件が重なる場所（令和2年3月19日 政府専門家会議提言いわゆる「三つの密」）が、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、特に三つの密が重なる環境にならないように、感染対策に取り組むことが重要です。なお、一つの密でも一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるように努めてください。

舞台芸術は、練習・稽古等により公演関係者が三つの密が重なる環境に長期間置かれるリスクが比較的高いと考えられます。このような特性を考慮すれば、感染対策は、公演自体はもとより、それ以前の練習・稽古等の段階から徹底して行う必要があることを十分に認識する必要があります。

この度の見直しにおいては、社会経済活動の両立を図るための政府判断であり、新型コロナウイルスそのものへのリスクや脅威がなくなったわけではないことを考慮してください。主催者ごとに公演関係者や来場者の安心安全を第一とした対応を講じるとともに、いずれの判断も尊重し合うよう努めるようお願いいたします。

(4) 正しいマスクの着用について

マスクを着用する際は、ワクチン接種の有無に関わらず、しっかりと鼻にフィットさせた着用を徹底し、フィルター性能の高い不織布マスクを使用し、正しく着用をしてください。（参考資料①）

3. 主催者及び施設管理者、またはそれに関係する団体並びに個人が講ずる具体的な対策

(1) 各所における対応策

① 共通

- 会場内（会場入口、チケット窓口、ロビー 他）において、列を作る際などには、人が密集しないよう徹底する。
- 開場の際には施設内のドアノブや手すり、ボタン等不特定多数が触れやすい高頻度接触部位は定期的に消毒を行う。なお、消毒液は、当該場所に最適なものをを用いるようにする（以下、消毒に関する記載において同じ）。
- こまめな石鹸と流水による手洗いまたは、アルコール消毒を励行する。
- オミクロン株等変異株の拡大を踏まえ、適切な空調設備を活用した機械空調設備は興行許可を取得した際の換気性能（会場内は一人あたりの外気量 20 m³/時・人以上）もしくは管轄行政の興行場法に則った性能を確保し、施設管理者と公演主催者とで調整の上、公演中は常時換気を行う。また、ドア・窓の開放など可能な方法を用いて公演の前後及び公演の休憩中に、会場内のこまめな窓開け（ドア開け）換気を行う。
- 乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が 40%以上になるよう適切な加湿を行う。
- CO₂ 測定装置の設置と常時モニター（1,000ppm 以下目安）の活用を検討する。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）なお、CO₂ 測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。
※参照：二酸化炭素濃度測定器の選定等に関するガイドライン（令和 3 年 11 月 1 日）
<https://www.meti.go.jp/covid-19/guideline.pdf>
- HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。ただし、呼吸域での風を生じさせることで飛沫感染が促進する可能性もあることから、サーキュレーターの高さや風向きには注意をすること。

② 客席

- 客席にて食事を行う際は、会話を控えるよう徹底する。また、手指消毒、ゴミの適切な処理など、感染防止策を徹底する。

③ 会場入口

- 入退場時の密集回避を図るべく、列は人と人が触れ合わない距離での間隔をとるように来場者に周知する。

- 入場の際に、来場者に検温のご協力をお願いする。平熱と比べて高い熱が確認された際には入場をお断りすることを事前に周知し、他日への振替対応などの各主催者の対応方法をHP等で周知する。
- 入場時のチケットもぎりの際は、担当者は正しいマスク推奨をする。
- こまめな石鹸と流水による手洗ひまたは、アルコール消毒を励行するとともに、会場入口に、手指消毒用の消毒液を極力設置するようにする。消毒液は定期的な交換を行う。
- 開場時間は来場者の密集を避けるべく、時間的に余裕をもたせ、来場者に予め周知しておく。

④ チケット窓口

- 対面で販売を行う場合、正しいマスクの着用とともに、換気が良い場所で行うこと。
- 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を推奨する。

⑤ ロビー、休憩スペース

- ロビー、休憩スペースでは、人と人が触れ合わない距離での間隔を空けるよう案内する。
- 常時換気を行う。
- 飲食が伴うスペースは、対面防止、仕切りでエリアを分けるなど、飲食用の感染防止策を徹底する。
- 開場時、休憩時間、終演後に、来場者が密集・滞留しないよう、段階的な入退場を場内アナウンスや掲示物等で周知する等、各劇場空間に準じて工夫に努める。
- テーブル等の物品の清掃・消毒を定期的に行う。
- 公演関係者が使用する際は、入退室の前後に、石鹸と流水による手洗ひまたは、アルコール消毒を行う。

⑥ トイレ

- 不特定多数が触れる高頻度接触部位は定期的に清掃・消毒を行う。
- 共通のタオルは使用しない。ペーパータオルの設置を推奨する。
- トイレの列を作る際などには、人と人が触れ合わない距離での間隔を空けるよう案内する。

⑦ 飲食施設、グッズ売り場等

- 常時換気を行う。
- 現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨する。
- 混雑時の入場制限を行う。列を作る際などには、人と人とは触れ合わない距離での間隔を空けるよう案内する。
- 食器・テーブル等の消毒を徹底する。
- 飲食施設・グッズ売り場等に関わる従業員は、正しいマスクの着用の推奨と手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者にも手指消毒を行ってから入場するように促す。
- 飲食施設では、家族等の同一グループと他のグループとの距離が一定の間隔となるよう各店舗において席の配置を工夫する。

⑧ 楽屋、控室、喫煙所等

- 常時換気を行う。
- テーブル等の物品の消毒を定期的に行う。
- 鏡前は、人と人とは触れ合わない距離での間隔を空けるように心がけるなど、上演関係者間の感染リスクを低減するよう努める。

⑨ 清掃・ゴミの廃棄

- 清掃やゴミの廃棄を行う者は、正しいマスク着用を推奨する。
- 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、廃棄すること。
- 作業を終えた後は、石鹸と流水による手洗いまたは、アルコール消毒を行う。

⑩ 車内、宿泊施設など

- 車両を利用する際は、正しいマスクの着用、長時間の会話を控え、余裕を持った乗車人数にし、常時換気を行い、長時間の移動は極力控える。
- 宿泊を行う際は、極力個室を利用することとし、普段生活を共にしていない者同士の共同生活を控えること。

(2) 公演関係者に関する感染防止策

<健康管理>

- 公演関係者や、その周辺の人々の健康を守ることを第一と考え、日常的な検査の更なる活用・徹底を図る。

- 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
- 体調が悪い場合には現場に向かわず、自宅療養する内部ルールを徹底する。
- 特に、出演者については、毎日の体温測定を含む健康観察を徹底し、感染リスクの高い場所への出入りは控えるとともに、本人のみならず、その同居する家族等の感染防止策も重要であることを周知する。
- 公演の規模や、現場の状況により検査を行う場合は、新型コロナウイルス等感染症対策推進室（内閣官房）からの事務連絡や、厚労省の指針、緊急事態舞台芸術ネットワーク「助っ人センター」（<https://sket.jpasn.net>）などを参考にすること。
- 公演主催者は、上演関係者全員の緊急連絡先や会場までの移動経路を把握する。

<有症状者が発生した場合>

- 現場にて発熱などを訴えた者や、体調が悪い者が見出された場合、速やかにPCR検査もしくは抗原検査を行い、当該者の状態を把握すること。
- 陽性が確認された者は、一旦活動を控え、地域の状況に応じて政府の方針に従うこと。公演主催者は一度立ち止まり、稽古及び公演が安全・安心に進められる状態か確認する。継続できる場合でも、キャスト・スタッフの安全と健康を最大限考慮して再開すること。
- 陽性者発覚直後に行った、公演関係者へのPCR検査の結果が陰性でも、潜伏期間などにより発症まで数日を要することもあるため、経過を注視すること。

<公演前の対策>

- 公演主催者は、練習・稽古や仕込み等の段階から感染対策を徹底して行う必要があることを周知する。
- 交代制とすることなどにより、一度に参加する人数を最小限とし、密な空間の発生防止に努める。また、稽古場の滞在時間を最小限とするよう呼びかける。
- 稽古場は、常時換気を行う。
- こまめな石鹸と流水による手洗いまたは、アルコール消毒を徹底する。
- 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。
- 機器・小道具や手すり・ドアノブ等の不特定多数が触れやすい高頻度接触部位は定期的に消毒を行う。
- 飲食の際は、隣り合う人との距離が一定の間隔（概ね1m以上）となるよう席の配置を工夫すること。

- 飲み会など、大人数で飲食を伴う行為は行わないことを徹底する。

<公演当日の対策>

- 公演の安全で円滑な運営に必要な最小限の人数となるよう工夫する。
- 自宅で検温を行うこととし、平熱と比べて高い発熱が認められる場合には、現場ごとの状況に適した PCR 検査や抗原検査を行うなど、正しい有症状者への対応を行うこと。
- 公演関係者においては、公演前後のこまめな石鹸と流水による手洗いまたは、アルコール消毒を徹底する。
- 控室、楽屋等は常時換気を行う。
- 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。
- 仕込み、リハーサル、撤去において、十分な時間を設定し、密な空間の発生防止に努める。
- 劇場内では常時換気を行う。
- 舞台上で触れる機器・小道具等、また舞台面の清掃・消毒を行う。
- テーブル等の物品の消毒を定期的に行う。
- ケータリング形式で食事を提供する場合、利用者は使用前に手指消毒を行う。また使い捨ての紙皿やコップを使用するか、個人でタンブラー等を用意するよう促す。
- 飲食する場所について、人数制限や利用時間をずらすなどの工夫を行うこと。
- 飲食の際は、隣り合う人との距離が一定の間隔（概ね1 m 以上）となるよう席の配置を工夫するなど、換気に注意をしたうえでアクリル板等の設置により席間を遮蔽すること。
- 終演後の面会を禁止するなど、キャストと来場者との接触を確実に防止する措置を講ずる。

<公演後の対策>

- 関係者の感染が疑われ、保健所等の聞き取り調査がある場合にはこれに協力し、必要な情報提供を行う。
- 交通機関・飲食店などの分散利用を注意喚起する。
- 初日乾杯や打ち上げなど、大人数で飲食を伴う行為を行う際は、換気が十分な空間で飲食エリアと同等の感染対策を行い、短時間での実施を心がけること。

(3) 来場者に関する感染防止策

<公演前の対策>

- 舞台芸術公演は、業種別ガイドライン「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に則って行うものとし、事前に公演のHP等に掲載する。
- 広域からの来場者や高齢者、及び既往症のある方など、重症化リスクの高い入場者に向けては、チケット発売時に先駆けて、感染予防策、注意事項等を周知するよう努める。
- 感染防止対応策として、来場前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に十分周知し、チケット発売時に先駆けて他日への振替対応などの各主催者の対応方法をHP等にて周知する。
- 事前に公演前及び公演後の特定の場所での滞留回避や、交通機関・飲食店などの分散利用を注意喚起する。
- 「マスク着用の考え方の見直し等について」政府の方針が示される以前（2023年2月10日）に販売開始されているチケットに関しては、その販売時の注意事項に伴う対応を原則とし、これに変更を加える場合は、その旨を事前に周知すること。

<公演当日の対策>

① 周知・広報

- 感染予防のため、施設管理者と協力の上、来場者に対し以下について、施設内で掲示等を行うなど、周知を徹底する。
- 距離が近接になる場面で咳をする場合には腕で口を覆う（咳エチケット）よう周知する。
- こまめな石鹸と流水による手洗いまたは、アルコール消毒を徹底する。
- 列を作る際などには、人と人とが触れ合わない距離での間隔を確保することに努める。
- 下記の症状に該当する場合、来場を控えることを周知する。
平熱と比べて高い発熱、極端な咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害、下痢、嘔気・嘔吐

② 来場者の入場時の対応

- 場内でのマスク着用については、2023年3月13日以降、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながらも、劇場でのマスク着用について

個人の判断に委ねることを基本とする。ただし、舞台芸術公演はその公演のジャンル・規模などにより現場の形態が大きく異なることを考慮のうえ、個別の事情、地方自治体、施設等との協議を経て主催者の判断で着用の推奨を継続することもできる事とします。その場合は、事前に来場者へ十分な告知を行うことを徹底し、マスク着用において如何なる個人の判断も尊重される環境づくりに努めること。

■マスク見直し時期をまたぐ公演では、認識の行き違いが生じることも予想されるため、事前周知を徹底した上で、運営スタッフが十分に理解して対応できるよう努めること。

■以下の場合には、入場しないよう要請する。

- 発熱があり検温の結果、平熱よりも明らかに高い場合（例えば、平熱より1℃以上、もしくは37.5℃以上の熱があった場合）
- 咳・咽頭痛などの症状がある場合
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- 過去1週間以内に政府から入国制限、入国後の検査・待機期間を必要とされている国、地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等（ただし、厚労省が定める「日本入国時の検疫措置」に準ずる場合は、これに限らない）

※参照：日本入国時の検疫措置（厚労省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

なお、入場料の払い戻しについては各主催者の判断に委ねるところとし、払い戻し措置を行わない場合は、上記入場制限ルールを公演開催前に明示的に規定するとともに、当該内容を事前に周知徹底すること。

■事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫をし、必要に応じて、入場制限を行う。

■入待ちは控えることを徹底する。

■オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わない。

③ 公演会場内の感染防止策

■場内で咳をしている人には、引き続きエチケットとしてマスク着用を求め、咳エチケットのお願いを行うこと。

■接触感染や飛沫感染を防止するため、高頻度接触部位の消毒や換気等、複合的な予防措置に努める。

- 来場者と接触するような演出（来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わない。
- 休憩時は密集状況が発生しないように十分な時間を設定し、トイレ・飲食カウンターなどの混雑の緩和に努める。
- 整列をする必要がある場合、マーカーの配置や人員の配置等により、人と人が触れ合わない距離での間隔を空けられるよう努める。
- 体調不良の来場者に対応する際は正しいマスク着用を徹底し、直接接触をする場合には手袋などを使用する。また発熱を伴う来場者である場合は、状況と座席番号を確認し、必要な対応を講ずる。

④ 来場者の退場時の対応

- 事前に余裕をもった退場時間を設定し、密状態をつくらない工夫を行う。
- 終演後の面会禁止、出待ちを控えることなど、キャストとの接触は行わないよう徹底する。

<公演後の対策>

- 公演主催者は、感染が疑われる者がいた場合は速やかに施設管理者に連絡し、対応を協議する。また、保健所等の公的機関から求められる場合には、必要な情報を提供し、その判断に従う。

以上

本ガイドラインは、公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」と補完し合う関係であり、それぞれの立場から責任ある感染対策を実施することによって、より安全な環境が生まれます。

本ガイドラインの策定にあたっては、政府及び専門家の助言をいただきました。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針変更や、新型コロナウイルスの感染の地域における動向や集団感染（クラスター）の発生状況、専門家の知見を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとします。

※最新の情報に基づいた対策を行うため、下記などを参照してください。

「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000927280.pdf>

令和2年6月30日（初版）策定
令和2年9月18日（第二版）改訂
令和2年12月2日（第三版）改訂
令和3年10月21日（第四版）改訂
令和4年7月22日（第五版）改訂
令和4年11月4日（第六版）改訂
令和4年12月27日（第七版）改訂
令和5年2月17日（第八版）改訂
令和5年3月8日（第九版）改訂

参考資料① <正しいマスクの着用について>

マスクの着用にあたっては、

- サージカルマスク（不織布）を選ぶこと
- 品質の確かなものを選ぶこと（JIS規格-T9001 など）
- 自分の顔に合ったサイズを選ぶこと
- マスクを着用する前に、手指消毒を行うこと
- 鼻の形にあわせてすき間をふさぎ、顔にフィットした状態で着用すること
- 鼻だしマスク、あごマスクは行わないこと
- 取り外す際は耳掛け部分（つる）を持ち、マスクの表面（汚染面）には触らないこと
- 取り外したマスクの表面（汚染面）は、どこにも接触させずに、捨てること。
- 取り外した後は、石鹸と流水による手洗いまたは、アルコール消毒を行うこと

※参照：「正しいマスクのつけ方（厚労省）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

※参考：「マスクの着用に関連するQ&A マスクを着用する場面、外してよい場面はどのような場面でしょうか。（厚労省）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q4-6

参考資料② <抗原検査キットの使用について>

抗原定性検査キットの使用にあたっては、以下が必要であることに留意し、また具体的な手順やキットの購入先リスト等については、事務連絡を確認する。

- 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
- 国が承認した抗原簡易キットを用いること

※これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記参照。

▷事務連絡（2022年10月19日）

「職場における検査等の実施手順（第3版）について」（厚生労働省・内閣官房コロナ室）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>

※本事務連絡で購入可能とした抗原定性検査キットの一覧表は以下を参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

参考資料③ <感染リスク者の判定について>

キャスト及び上演に携わるスタッフについて、保健所が濃厚接触者の認定をしない、または保健所から連絡がなく濃厚接触者が不明な場合において、公演主催者が感染リスク者（濃厚接触者の候補、検査対象者の候補）を判定する場合は、以下の基準を参考にすること。

▷厚生労働省事務連絡（2022年7月22日一部改正）

「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000968056.pdf>

【感染リスク者の候補】

いわゆる「三つの密（密閉、密集、密着）」となりやすい環境や、集団活動を行うなど濃厚接触が生じやすい環境、同一環境から複数の感染者が発生している事例において、

- 感染者からの物理的な距離が近い（部屋が同一、座席が近いなど）者
- 物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者
- 同一空間などで感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者
- 換気が不十分、三つの密、共用設備（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など）の感染対策が不十分などの環境で感染者と接触した者

※「感染リスク者」は、緊急事態舞台芸術ネットワークで独自に定義している表記です。